

4 予定価格区分に応じた資格総合点数設定の見直し

「予定価格区分に応じた資格総合点数」の設定について、別紙3～8のとおり改めます。

【適用時期】

平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。

別紙 3

入札参加資格要件一覧① (改正後)

工 種		《土木一式工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 10,000千円未満	市内業者	390点以上 710点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	10,000千円以上 20,000千円未満	市内業者	580点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	20,000千円以上 40,000千円未満	市内業者	700点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
④	40,000千円以上 500,000千円未満	市内業者 準市内業者	750点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
⑤	500,000千円以上	市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。				

- ※ 1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。）……………土木一式工事件数 5件以内
- ※ 2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※ 3 準市内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に会津若松市発注の土木一式工事において、元請として請負金額40,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。

別紙 4

入札参加資格要件一覧② (改正後)

工 種		《建築一式工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 10,000千円未満	市内業者	390点以上 790点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	10,000千円以上 30,000千円未満	市内業者	590点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	30,000千円以上 70,000千円未満	市内業者	650点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
④	70,000千円以上 150,000千円未満	市内業者	790点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	市内業者 準市内業者	790点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
⑥	500,000千円以上	市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。				

- ※ 1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。） -----建築一式工事件数 5件以内
- ※ 2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※ 3 準市内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に会津若松市発注の建築一式工事において、元請として請負金額150,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。

別紙5

入札参加資格要件一覧③ (改正後)

工 種		《電気工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 7,500千円未満	市内業者	330点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	7,500千円以上 50,000千円未満	市内業者	610点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	50,000千円以上 300,000千円未満	市内業者 準市内業者	710点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
④	300,000千円以上	市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。				

- ※1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。）…………… 電気工事件数 5件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 準市内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に会津若松市発注の電気工事において、元請として請負金額50,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。

別紙6

入札参加資格要件一覧④ (改正後)

工 種		《管工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 10,000千円未満	市内業者	480点以上 740点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	10,000千円以上 30,000千円未満	市内業者	620点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	30,000千円以上 300,000千円未満	市内業者 準市内業者	700点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
④	300,000千円以上	市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。				

- ※1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。） -----管工事件数 5件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 準市内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に会津若松市発注の管工事において、元請として請負金額30,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。

別紙 7

入札参加資格要件一覧⑤ (改正後)

工 種		《舗装工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 5,000千円未満	市内業者	380点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	5,000千円以上 30,000千円未満	市内業者	560点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	30,000千円以上	市内業者 準市内業者	640点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。

- ※ 1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。）…………… 舗装工事件数 5 件以内
- ※ 2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※ 3 準市内業者については、過去に会津若松市発注の舗装工事において、元請として請負金額30,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。

別紙 8

入札参加資格要件一覧⑥ (改正後)

工 種		《水道施設工事》				
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格				
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績
①	1,300千円超 10,000千円未満	市内業者	420点以上 720点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
②	10,000千円以上 25,000千円未満	市内業者	570点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。
③	25,000千円以上 500,000千円未満	市内業者 準市内業者	670点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。
④	500,000千円以上	市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。				

- ※ 1 市発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格 1,300千円以下の発注工事を除く。） ……水道施設工事件数 5 件以内
- ※ 2 建設業の許可業種 ……水道施設工事、土木一式工事及び管工事の許可が必要
- ※ 3 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※ 4 準市内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に会津若松市発注の水道施設工事において、元請として請負金額25,000千円以上の工事の受注実績を有する者に限る。ただし、JV施工については、当該受注実績と見なさない。